

調査の見直しに伴う工業統計調査規則の改正について

1 改正の趣旨

本件は、工業統計調査の調査計画の変更に伴い、工業統計調査規則（昭和 26 年通商産業省令第 81 号）の一部を改正するものである。

2 工業統計調査について

工業統計調査（統計法（平成 19 年法律第 53 号）に基づく基幹統計調査。以下「本調査」という。）は、工業統計調査規則の定めるところにより、我が国の工業の実態を明らかにし、工業に関する施策の基礎資料を得るとともに、経済センサス - 活動調査の実施中間年における経済構造統計を作成することを目的として、総務省・経済産業省の共管調査として実施している。（参考 1）

3 改正の背景（調査計画の変更について）

本調査の調査計画の変更申請は、平成 31 年 2 月 20 日統計委員会の諮問（諮問第 126 号）及び答申を経て、同年 3 月 12 日付けで承認されている。

（1）契機

令和 2 年には、本調査に加え、国勢調査が実施されることから、「諮問第 113 号の答申 中間年における経済構造統計の整備について」（平成 30 年 8 月 28 日統計委第 8 号）において、「工業調査と国勢調査との業務^{ふくそう}輻輳の発生を踏まえ、地方公共団体における工業調査の事務負担の軽減について、地方公共団体と綿密に調整しつつ、平成 32 年（2020 年）の工業調査の企画時期までに結論を得ること。」という指摘を受けた。

（2）変更内容

地方公共団体における事務負担軽減のため、地方公共団体による調査票の配布及び回収の方法を変更することとした。（参考 2）

具体的には、事業所を 1 つ有する企業に属する事業所（以下「単独事業所」という。）に調査の報告を求める方法について、変更前は、統計調査員（工業統計調査規則第 17 条に規定するもの。以下同じ。）が調査票の配布及び回収を行うとしていたところ、変更後は、①乙調査及び令和 2 年から新たに甲調査の対象となる単独事業所については、統計調査員が調査票の配布のみ行い、民間事業者が回収、②それ以外の単独事業所は、民間事業者が調査票の配布及び回収を行うこととした。なお、単独事業所以外の事業所については、従来から、民間事業者が調査票の配布及び回収を行うこととしている。

（3）答申・承認

この変更について、統計委員会からは「地方公共団体の事務負担の軽減に資するものであり、諮問第 113 号の答申に対応するものであることから、適当と考える。」旨答申があり、承認された。

4 改正の概要

調査計画の変更を踏まえ、工業統計調査規則を改正する。下記＜主な改正事項＞のほか、適切な条見出しの追加（第 4 条）や歴史的仮名遣いの現代仮名遣い化（第 5 条）など所要の改正を行う。

<主な改正事項>

(1) 第10条(調査の方法)

3(2)に記載した変更を踏まえ、民間事業者による調査票の配布及び回収を可能とするため、第1項の「国からの郵送による配布対象」のうち「国直送事業所」の定義から「二以上の事業所を有する」という規定を削り、単独事業所もその対象となるよう改める。

第2項は、調査票の配布を受けなかったときについて、「指定地域内にある事業所の報告義務者」、「本社一括調査企業の報告義務者」及び「国直送事業所の報告義務者」(以下「三者」という。)以外の報告義務者は市町村長に申し出て配布を受けなければならないとしているところ、全ての報告義務者が総務大臣及び経済産業大臣にその旨を申し出ることとするように改める。

(2) 第11条(調査票の提出)

調査票の提出について、三者以外の報告義務者は統計調査員に提出しなければならないとしているところ、全ての報告義務者が総務大臣及び経済産業大臣に提出することとするように改める。

(3) 第12条(準備調査名簿の提出)

市町村長は準備調査名簿のみ整理・審査、写しの作成・保存及び都道府県知事への提出を行うこととするよう、市町村長が行うこととしていた調査票の整理・審査及び都道府県知事への提出に係る規定を削除する。この内容に合わせ、条見出し「(準備調査名簿の提出)」を追加する。

(4) 第13条

第1項では、都道府県知事は準備調査名簿の整理・審査及び写しの作成・保存を行うこととするよう、都道府県知事が行うこととしていた調査票の整理・審査、写しの作成・保存及び内容を記録した電磁的記録の作成・保存に係る規定等を削除する。この内容に合わせ、条見出し「(調査票等の提出)」を削除する。

(5) 第17条(統計調査員)

第2項では、工業調査指導員がその検査等を行うこととしていた「調査票その他の調査関係書類」を、「準備調査名簿」と改める。

第4項では、工業調査員が行うこととしていた調査票の収集に係る規定を削除し、また、作成することとしていた「調査関係書類」を「準備調査名簿」と改める。

(6) 第20条(集計及び公表)

国による調査票の審査の補助事務に係る規定を、第2項として新設する。

(7) 第21条(調査票等の保存期間)

(4)の改正に伴い、第1項では、都道府県知事の保存する調査票の写しの保存期間に係る規定を削除し、第2項では、都道府県知事の保存する調査票の電磁的記録の保存期間に係る規定を削除する。

5 施行期日

公布と同日(令和2年3月中を予定)

(参考1) 工業統計調査の概要

調査の目的

我が国の工業の実態を明らかにし、工業に関する施策の基礎資料を得るとともに、経済センサス-活動調査の中間年における経済構造統計を作成することを目的とする。

調査の概要

調査範囲

- ① 日本標準産業分類「大分類E-製造業」に属する事業所
- ② 甲調査：従業者30人以上の事業所（約60,000事業所）
乙調査：従業者4人以上29人以下の事業所（約245,000事業所）

報告事項

- 甲調査・乙調査 共通事項
経営組織、資本金額、現金給与総額、製造品出荷額 等
- 甲調査
有形固定資産、製造品在庫額、工業用地及び工業用水 等

調査方法・組織

- ① 製造事業所を1つ有する企業に属する事業所（「単独事業所」という。）
調査方法：調査員調査（オンライン調査）
調査組織：総務省及び経済産業省-都道府県-市町村-統計調査員-報告者
- ② 製造事業所を複数有する企業に属する（本所又は支所となる）事業所（「複数事業所」という。）
調査方法：郵送調査（オンライン調査）
調査組織：総務省及び経済産業省-民間事業者-報告者（本社一括調査）

公表

- ① 速報（調査実施翌年の3月末まで）
- ② 確報（調査実施翌年の12月末まで）

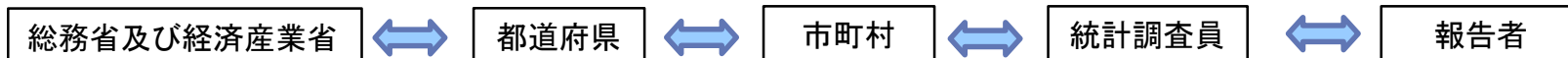
期日

毎年6月1日現在を基準日に、
前1年間の実績を把握
(除：経済センサス-活動調査実施前年)

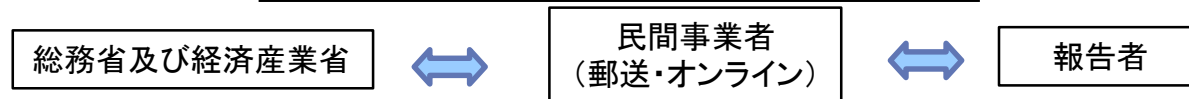
(参考2) 調査票の配布及び回収の方法

調査計画の変更前

【単独事業所】 ⇒ 甲調査及び乙調査ともに調査員が調査票を配布、回収。



【複数事業所】 ⇒ 調査票の配布・回収は民間事業者を活用。



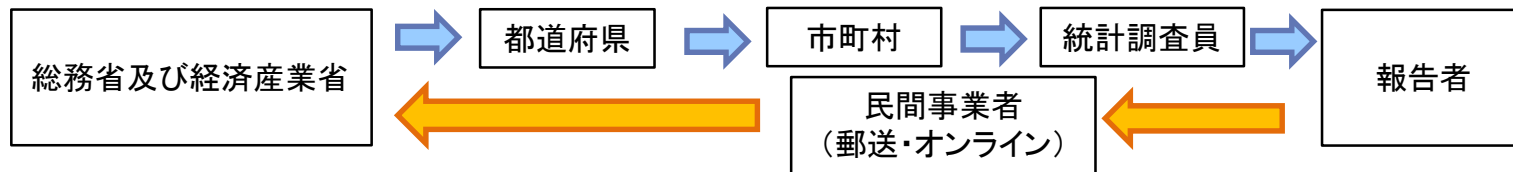
【単独事業所】
の調査方法・
組織を変更

調査計画の変更後

<2020年調査以降>

① i) 乙調査の対象事業所、ii) 新たに甲調査の対象となる事業所

○ 調査票の配布までは従来どおり調査員が行い、回収は民間事業者を活用。



② 甲調査の対象事業所 (上記① ii) に該当する事業所を除く)

○ 調査員調査は廃止し、調査票の配布・回収は民間事業者を活用。

